

3地福第541号

令和4年(2022年)2月17日

長野県社会福祉審議会委員長 様

長野県知事 阿部 守



長野県地域福祉支援計画の策定について(諮問)

社会福祉法(昭和26年法律第45号)第108条第1項の規定により、都道府県は、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項など、広域的な見地から市町村の地域福祉の支援に関する事項を一体的に定める「都道府県地域福祉支援計画」を策定するよう努めることとされています。

現在、平成31年度(2019年度)を始期とする第1期計画期間中であり、当該計画は令和4年度(2022年度)で終了することから、令和5年度(2023年度)を始期とする第2期計画を策定する必要があります。

つきましては、社会福祉法第7条第2項の規定により、第2期計画の策定に係る、貴審議会の意見を求めます。